

大網白里市介護予防・日常生活支援総合事業Q & A

番号	質問分類	質問	回答
1	日割り請求	月途中で利用者が医療機関に入院となった場合、日割りとなるか？	医療機関への入院に伴い月途中でサービス利用が中断した、又は退院に伴いサービス利用を再開した場合、日割りとなりません。 ※契約解除した場合は解除日までの日割りとなりますが、入院を理由に契約を解除しなければならないということではありません。
2	日割り請求	事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルした場合、日割りとなるか？	日割となりません。
3	日割り請求	事業所都合で休業とする場合日割りとなるか？	日割りとなります。月の総日数から休業期間日数を引いた日数を日割り請求してください。※利用者への影響の有無は問いません。
4	日割り請求	自然災害や感染症等を理由に休業した場合は日割りとなるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・休業期間の影響を受けなかった利用者→日割りとなりません。 ・休業期間と同月内で振替を行い、計画とサービス利用回数が変わらなかった利用者→日割りとなりません。（振替について利用者に同意を得る必要があります。） ・休業期間の影響を受けた利用者→日割りとなります。月の総日数から休業期間日数を差し引いた日数で日割り請求してください。
5	日割り請求	事業所都合で一部の利用者にサービス提供できない場合は日割りとなるか？	自然災害や感染症等を理由に休業した場合と同じです。ただし、「休業期間日数」は、実際にサービス提供できなかった日数とします。
6	日割り請求 サービスコード	週2回（月8回程度）利用予定の方が月途中で契約し、月4回利用した場合、週1回の日割りサービスコードが適用されるか？	基本的にはプランで決められた週2回のサービスコードを適用し、契約日から日割りすることとします。
7	サービスコード	訪問型サービスを利用した場合、サービスコードは？	訪問型サービスの場合は、プランに定められた回数のサービスコードを利用して下さい。 ※要支援2でも週1回利用の場合は週1回程度のサービスコードを利用して下さい。

番号	質問分類	質問	回答
8	サービスコード	通所型サービスを利用した場合のサービスコードは？	通所型サービスの場合は、利用回数にかかわらず、要支援1の方は週1回程度、要支援2の方は週2回程度のサービスコードを利用して下さい。
9	サービス利用	各認定区分ごとのサービス利用回数は？	<p>訪問型サービス</p> <p>○事業対象者、要支援1：週1回～週2回</p> <p>○要支援2：週1回～週3回</p> <p>通所型サービス</p> <p>○事業対象者、要支援1：週1回</p> <p>○要支援2：週1回～2回</p>
10	サービス利用	複数の事業所を併用することは可能か？	同一種類のサービスを複数事業所で併用することはできません。異なる種類のサービスで、サービスが必要な理由がケアプランで明確な場合であれば利用可能です。
11	サービス利用	ヘルパーを1日2回利用することは可能か？	1回目の訪問から2時間空いていれば可能です。ただし、ケアプランを作成する際に、1日2回のサービスが必要か、よく検討してください。
12	サービス利用	訪問介護として、徒歩での買物同行は可能か？	基本的には買物代行を利用することとしてください。同行である場合は、買物同行が自立支援となる理由、及び目標期間をケアプランに明記してください。
13	自費利用	総合事業利用者が月の利用回数を超えるサービスを利用したい場合、自費での利用は可能か？	自費でのサービス利用はできません。区分変更を検討してください。
14	サービス全般	給付制限制度はあるか？	現在、大網白里市では給付制限制度は行っていません。負担割合証の負担割合が適用されます。
15	サービス全般	利用者の都合によるキャンセルに対してキャンセル料の設定（請求）をすることは可能か？	利用者との契約書や重要事項説明等に記載があり、利用者からの同意を得ていれば可能です。